

◇番号：201803

◇研究機関名	首都大学東京	◇不正の種別	虚偽の申請による旅費の受給（重複受給含む）
◇不正が行われた年度	平成 27～29 年度	◇最終報告書提出日	平成 30 年 12 月 10 日
◇不正に支出された研究費の額	439,732 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

当該教員の出張書類を処理する過程で疑義を抱いた職員が上司に報告したことから発覚した。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、当該教員が、実際の旅行命令とは異なる用務での出張を行っていることが確認できたため、調査委員会を設置し、調査を実施した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 8 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・ 調査期間
平成 30 年 3 月 27 日から平成 30 年 11 月 28 日まで
- ・ 調査対象
対象者・・・当該教員及び当該教員が出張時に面会したと弁明のあった面会者
対象経費・・・平成 22 年度～平成 29 年度における当該教員に係る全ての研究費
- ・ 調査方法
書面調査、当該教員及び関係者へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別】

- ①虚偽の申請による旅費の受給
- ②旅費の重複受給（故意によるもの）

【不正の具体的な内容】

- ・ 動機、背景
 - ①虚偽の申請による旅費の受給
学会開催地周辺への出張については、用務に関わらず学会参加という名目で申請すればよいという思い込みで行動していた。
また、出張申請時の用務と実際の用務とが異なる場合、本来事後の変更手続が必要であるが、当該教員は上記の認識のため、手続自体必要であるとは考えていなかった。
 - ②旅費の重複受給
当該教員に弁明の機会を付与したが弁明がなかったため、その動機や背景は判明しなかった。
- ・ 手法
 - ①虚偽の申請による旅費の受給
学会開催会場に赴きながらも学会には参加せず、旅費申請・出張報告に学会参加と記載し、外形的には旅費支出に必要な要件を満たした資料を提出し、旅費を受給した。

②旅費の重複受給

外部からの出張依頼であり旅費の支給があることについて自己申告することなく旅費申請・出張報告を作成し、同一の出張内容について、大学及び外部に対して旅費を二重に請求していた。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
法人研究費	409,732 円	平成 28～29 年度	1 人
科学研究費助成事業	30,000 円	平成 27 年度	1 人
計	439,732 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

①虚偽の申請による旅費の受給（法人研究費 409,732 円）

出張先に行ったことは確認できているが、出張先での研究を目的とした具体的な行動が確認できず、旅費の用途が研究目的でないため、私的流用があったと言わざるを得ない。

②旅費の重複受給（科学研究費助成事業 30,000 円）

重複受給した旅費については本人口座に振り込まれた後、当該課題の研究目的に使用されたことなどその用途の特定が困難なことから、私的流用があったと言わざるを得ない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

①虚偽の申請による旅費の受給

出張先に行ったことは確認できているが、研究を目的とした出張であるとは言えず、研究費不正に当たると判断した。

②旅費の重複受給

外部から旅費が支給されることを知りながら、故意に大学に対しても重ねて旅費を申請しており、研究費不正に当たると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

①虚偽の申請による旅費の受給

学会等に参加した場合に、現地でのみ入手可能な資料により現地に行ったことが確認できれば精算を行うなど、出張目的の用務達成を証明できていないケースがあった。

学会等への参加を目的とした出張旅費の精算を行うに当たり、参加証など学会等に参加したことを確実に証明できる書類が提出されていない場合の確認が不十分であった。

宿泊を伴う出張が終了した際の出張報告書の記載が形骸化し、当該出張の内容や成果が十分に確認できないケースがあった。

やむを得ない事情により、当初の申請内容に変更が生じた場合は、旅行後、速やかに変更手続を行う必要があるが、こうした手続が十分周知されていなかった。

②旅費の重複受給

大学における出張申請では、自己申告又は外部からの依頼出張文書の送付がなければ、外部からの旅費支給の有無は確認できなかった。

③コンプライアンス意識

当該教員のコンプライアンス意識が著しく欠如していた。

【再発防止策】

①虚偽の申請による旅費の受給

毎年度実施している自己監査及び各事務組織で四半期毎に実施している自己点検において、学会等へ

の参加を目的とした出張を重点項目とし、出張報告書への添付書類をチェックする。

学会等への参加を目的とした出張を行った場合には、出張報告時に、原則として、参加証など当該学会等に参加したことを確実に証明できる書類の提出を全教員に義務付ける。その他の用務で出張する場合についても、用務別に必要な書類を明示した上で、当該書類の提出を義務付ける。

学会等への参加を目的とした出張を行った場合において、出張報告時に参加証等の提出がなかったときは、本人に対するヒアリングや必要に応じ学会事務局への照会を行うなど、職員による事実確認を行う。

宿泊を伴う出張が終了した際に提出する出張報告書の様式を見直し、行動スケジュール、訪問先、面会者、打合せ等の目的・内容、成果等を項目別に明確に記載する様式に改める。

旅行後のやむを得ない事情により、当初の申請内容に変更が生じた場合は、旅行後、速やかに変更手続きを行い、命令権者の承認を得る必要があることを改めて周知する。

出張手続きに係る以上の変更点や留意点等については、通知文を発出するだけでなく、説明会や研修の開催など教職員に直接伝達する場を設けることで周知徹底を図る。

②旅費の重複受給

出張申請時に提出する旅行命令簿及び宿泊を伴う出張が終了した後に提出する出張報告書において、旅費の重複支給を防ぐため、「外部からの旅費支給の有無」を確認するチェック欄を設け、外部からの旅費支給がある場合は自己申告が必要であることを周知徹底し、二重請求を牽制する。

③コンプライアンス意識

学長名の注意喚起文書を発出し、全学一丸となって再発防止に取り組む。また、学内会議やメールにより個々の教員への周知を図る。

研究費不正使用防止対策研修の教材に今回の事例を取り入れ、研究費の使用に関わる全ての教職員の意識向上を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

公立大学法人首都大学東京教職員就業規則に基づき、平成31年1月28日付で懲戒処分。（停職6月）

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

当該教員のすべての研究費の使用停止を命じている。

・本件の公表状況

平成30年12月19日（水）首都大学東京ホームページに公表（氏名公表あり）